

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日、A会社に雇用され、B特定建設工事共同企業体が元請として施工するC所在の平成○年度D工事に下請作業員として従事していた。

請求人によれば、平成○年○月○日、草刈作業中に直径○cmほどで深さが膝までの約○cmの穴に足が入った際、右膝を周囲にあった墓石にぶつけて負傷したという。請求人は、同月○日、E整形外科に受診し、その後、同年○月○日、F整形外科に受診して「右外傷性膝関節炎」と診断され、療養を継続した結果、平成○年○月○日をもって治癒（症状固定）となった。

請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第12級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、請求人に残存する障害の程度は障害等級第7級に該当する旨主張している。

(2) 請求人に残存する障害として検討すべきものは、請求人の訴え及び医学的所見等から、決定書理由に説示するとおり、「右膝関節の機能障害」及び「右下肢の疼痛等の神経症状」であると認められるので、以下検討する。

ア 右膝関節の機能障害について

右膝関節の可動域についてみると、平成○年○月○日に測定した下肢関節運動範囲測定表によれば、健側の左膝関節の可動域角度が屈曲130度、伸展0度であるのに対し、患側の右膝関節の可動域角度は屈曲110度、伸展0度であり、健側に比して3/4以下に制限されていないことが認められることから、決定書理由に説示するとおり、障害等級には該当しない。

イ 右下肢の疼痛等の神経症状について

請求人によると、立って膝に加重がかかると針を刺したような痛みがあり、また、車の運転の際、ブレーキを踏む時と30分以上運転すると針を刺すような痛みがあるなどと述べており、また、G医師は、請求人の障害の状態について、平成○年○月○日付け診断書において、消炎鎮痛剤を中止すると痛みがあり、車から降りる時や30分～1時間の歩行時に右膝痛があるなどの所見を述べていることに鑑みると、請求人は、動作時に右膝関節に強度の疼痛が生じることが認められることから、決定書理由に説示

するとおり、障害等級第12級の12「通常の労務に服することはできるが、時には強度の疼痛のため、ある程度差し支えがあるもの」に該当すると判断する。

ウ 以上のことから、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人に残存する障害は、障害等級第12級に該当すると判断する。

- 3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害の程度は障害等級第12級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。